

留萌市自治基本条例

前文

わたしたちのまち留萌は、ニシン漁とともに栄え、港を中心とした経済が市民の暮らしや地域の活力を支え、今日に至っています。

21世紀になり、長く我が国の成長を支えてきた経済社会システムが転換期を迎え、自己責任と自己決定による地域の運営が求められています。

わたしたちは、地球環境や限られた資源を大切にしながら、地域の個性や魅力を活かし、経済や文化を育み、次代を担う子どもたちの未来に向けて持続可能な社会を作らなければなりません。

さまざまな価値観や人生設計を持つ市民個々の要求と地域社会全体の利益との調和を図りながら、ここで暮らしているわたしたち一人ひとりが、自らの意思と責任で留萌を運営していく決意と行動が必要です。

市政の主権者であるわたしたちが、市民みんなの幸せな暮らしや営みを願い、市政の方向を決定し、運営に携わることこそ自治にほかなりません。

わたしたちは、この“自治の精神”に基づく自治の基本原則を定め、市民憲章の精神を尊び、留萌の自然、風土、歴史、文化を愛し、元気な体と自由な心を持ち、自らの意思と行動で、誇り高く、満足感にあふれた暮らしを実現することを基本理念として、ここに留萌市自治基本条例を制定します。



● 基本原則

情報共有

「市民」「議会」「市」それぞれが自治に関する情報を互いに提供し合いながら、共有します。

市民参加

市民が積極的に、市の仕事の企画立案や実施、評価などに関わり、意見や考えを明らかにして行動を起こします。

協働

「市民」「議会」「市」それぞれが役割と責任を分担し、互いに対等な立場で連携し、協力して自治を進めます。